

産地生産基盤パワーアップ事業実施要領

制 定 令和2年2月28日付け元食産第4536号
元生産第1697号
元政統第1781号
一部改正 令和3年2月10日付け2生産第1942号
2政統第1972号
最終改正 令和3年12月21日付け3農産第2033号

第1 事業の内容等

産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1及び別表2の事業の実施に当たっては、実施要綱に定めるもののほか、この要領によるものとする。

I 新市場獲得対策

- 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化
別記1に定めるとおりとする。
- 2 園芸作物等の先導的取組支援
別記2に定めるとおりとする。

II 収益性向上対策・生産基盤強化対策

別記3に定めるとおりとする。

第2 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、実施要綱第3の定義に定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年2月28日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号生産局長、政策統括官通知。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 旧要領に基づき、令和元年度までに実施した事業又は令和2年度以降に実施する事業については、事業実施状況の報告及び事業の評価を除き、なお従前の例による。
- 4 中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号、平成28年10月11日付け28農振第1337号、令和2年2月7日付け元農会第702号農林水産省生産局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長通知）中「産地パワーアップ事業」及び「産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官通知）」とあるのは、それぞれ「産地生産基盤パワーアップ事業」及び「産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月10日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年12月21日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。